

# 吉賀町物価等高騰対策応援金

物価等の高騰により影響を受ける町内事業者および賃上げに取り組む町内事業者の負担軽減を図り事業継続に繋げるため応援金を交付します

**交付対象者** 次に該当する**不動産業除く全業種**の方が対象です

- (1) 町内で営んだ事業に関し、令和7年分の確定申告を行っていること  
(令和6年分の確定申告を行っている法人、令和8年度分の住民税の申告を行っている個人事業主も対象となります)
- (2) 営業等および農業収入が全体の収入金額の50%以上を占める事業者
- (3) 吉賀町農業者等物価高騰対策応援金の交付を受けていない者
- (4) 申請者等が暴力団等の反社会勢力に関与していない者
- (5) 今後も引続き事業を継続していく意思のある者

事業者区分		※令和7年の売上高 (法人の場合は直近の確定申告における売上高)	交付金額
50万円以上	100万円未満		3万円
100万円以上	300万円未満		5万円
300万円以上	500万円未満		10万円
500万円以上	1,000万円未満		15万円
1,000万円以上	3,000万円未満		20万円
3,000万円以上			30万円

※この表の売上高には家事消費分の金額は含まれません。また、次のような補助金、委託料等も売上高から除きます。

- 生活支援にかかる補助金（産業体験・農業研修・就農初期に対する補助および資金等）
- 機械・設備投資にかかる補助金
- 運営費にかかる町からの補助金・委託料等

## 申請受付

**受付期間：令和8年3月23日(月)～令和8年6月30日(火)**

**申請書提出先：産業課または商工会**

※商工会会員以外は産業課へご提出ください

産業課の窓口は柿木庁舎です

商工会受付時間(本所・柿木支所)：10時から16時まで(平日のみ)

申請に関しては裏面をご覧ください

# 吉賀町物価等高騰対策応援金 申請に関して

## 申請時 必要書類

- ①吉賀町物価等高騰対策応援金交付申請書
- ②誓約書
- ③吉賀町物価等高騰対策応援金請求書
- ④税務申告書

【法人の場合】直近の確定申告にかかる法人事業概況説明書の写し

【個人事業主で青色申告の場合】令和7年分の確定申告書第一表および所得税青色申告決算書の写し

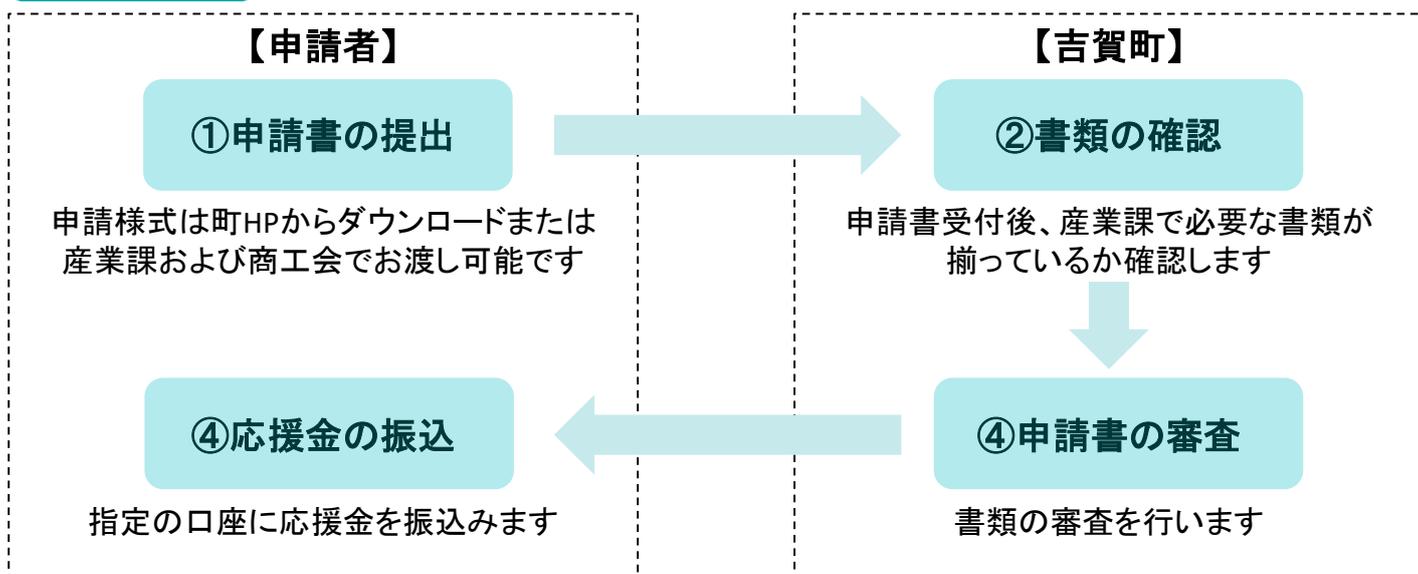
【個人事業主で白色申告の場合】令和7年分の確定申告書第一表および収支内訳書の写し

【個人事業主で住民税申告の場合】令和8年度分の町県民税申告書および収支内訳書の写し

※e-Taxによる申告の場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。ただし、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては「受信通知（メール詳細）」の添付不要とする。

※①②③は吉賀町HPでダウンロードまたは産業課および商工会でお渡し可能です

## 申請方法



【お問い合わせ】 吉賀町役場産業課 TEL:0856-79-2213 FAX:0856-79-2344

吉賀町商工会 TEL:0856-77-1255(本所) TEL:0856-79-2239(柿木支所)